

## 令和5年度1回千葉市大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和5年6月16日(金)  
午後2時00分 開始  
会 場 千葉市消費生活センター  
3階 研修講義室

### 次 第

議題 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見案について  
精文館書店花見川店(新設R4-3)

- ・・・資料1 計画概要
- 資料2 図面集
- 資料3 その他資料

議題 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見案について  
(仮称) ケーズデンキ美浜店(新設R4-4)

- ・・・資料1 計画概要
- 資料2 図面集
- 資料3 その他資料

【事務局(伊藤)】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、司会を担当いたします産業支援課主査の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座して進めさせていただきます。

本日は、密閉を避け、空気を循環させるため窓を開けさせていただいております。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、お願いいたします。

なお、今回の審議会は、会場での出席とZ o o mを使用した出席によるハイブリッド形式となっております。二村委員、矢野委員がZ o o mでの参加となっております。

また、本日の審議会は、千葉市情報公開条例第25条の規定により公開となります。

続きまして、皆様のお手元にご用意いたしました資料の確認をさせていただきます。

A4サイズでクリップ留めしている次第、出席者名簿、席次表、このほかに、議題1「精文館書店花見川店」の資料が、右上に「資料1 計画概要」と記載されたA4が両面2枚、真ん中下に「資料2 図面集」と記載されたA3が9枚、右上に「資料3 その他資料」と記載されたA4が両面2枚となります。次に、議題2「(仮称) ケーズデンキ美浜店」の資料が、右上に「資料1 計画概要」と記載されたA4が両面2枚、真ん中下に「資料2 図面集」と記載されたA3が6枚、右上に「資料3 その他資料」と記載されたA4が両面2枚となります。なお、「資料2

図面集」の3ページ目、建物配置図及び1階平面図については、差し替え資料となっております。不足等はございませんでしょうか。

本日ご出席されている委員、ご欠席になった委員は、お手元の資料「令和5年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会 出席者」のとおりです。

それでは、ここで本議会に初めて参加いただいております武内委員より、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。武内委員、よろしく願いいたします。

【武内委員】 千葉県警察本部の千葉市警察部長の武内といいます。この3月22日付で着任いたしました。何分不慣れではありますが、皆様にご教示いただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局（伊藤）】 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会につきましては、千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。

本日の出席委員は、委員総数8名のうち会場出席者3名、Z o o mによる出席者2名、合計5名の委員にご出席いただいておりますので、会議として成立しております。

最後に、議事録につきましては、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、委員全員による個別の承認により確定することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの議事運営につきましては、条例に基づき、家永会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【家永会長】 ここから会議をお預かりして、進めさせていただきます。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。本日の議題は2件です。各委員さんにおかれましては、専門的な立場からご意見をいただきたいと思っております。

では、議題1「精文館書店花見川店」の届出について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（伊藤）】 産業支援課の伊藤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議題1「精文館書店花見川店」について、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに、店舗の計画の概要を説明いたします。

当該店舗は既存店でございます。現在は1階が書籍・文具等の販売スペース、2階がCD・DVDレンタル等の非物販スペースとして、大規模小売店舗立地法に該当しない1,000平米未満の面積、現況は931平米で営業しております。この度、来客ニーズの変化に伴う店舗レイアウトの変更により、2階のCD・DVD等の非物販スペースにおいて、1階で行っている書籍・文具等の物販を拡大する計画としており、これに伴い店舗面積が増加（931平米から1,766平米に変更）するため、大規模小売店舗立地法の届出が必要になったという形になります。

それでは、店舗の周辺の環境についてご説明いたします。「資料2 図面集」の1ページ、広域見取図をご覧ください。

まず、店舗の所在地ですが、広域見取図の真ん中に記載された黒く塗られた箇所になっております。京成電鉄実籾駅から北東に約1.5キロメートル、京成電鉄八千代台駅から南西に約1.3キロメートルの場所に位置しております。

なお、狭域の周辺状況につきましては、「図面集」の2ページ、周辺見取図をご覧ください。

続いて、店舗の立地環境・現場の状況について、写真を用いてご説明します。会場に参加の皆様は、前方のスクリーンをご覧ください。

建物配置図面の中央にある店舗は、既に営業中の店舗部分になります。

①は、出入口 a を撮影したものになります。②は、駐車場出入口 a にある立て看板を撮影したものになります。③は、駐車場出入口 b を撮影したものになります。④は、駐車場出入口 c を撮影したものです。⑤は、駐車場出入口 c にある立て看板を撮影したものになります。

なお、いずれも撮影日は5月31日となっております。

周辺環境の説明は以上でございます。

次に、店舗の概要につきましてご説明します。「資料1 計画概要」の1ページ目と「資料2 図面集」3ページ、建物配置図、「資料3 その他資料」1ページをご覧ください。

まず、「資料1 計画概要」のローマ数字でIと記載されている届出概要についてご説明します。

1の大規模小売店舗の名称は、「精文館書店花見川店」で、所在地は千葉市花見川区作新台6丁目1502-7他1筆です。

2の設置者は株式会社精文館書店、3の小売業者は株式会社精文館書店となっております。

4の新設する年月日は、令和5年7月15日です。

5の店舗面積は、1,776平方メートルとなります。

続いて、6、大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項についてです。

まず、(1)駐車場の位置及び収容台数ですが、「図面集」3ページの灰色で塗りつぶした箇所で、合計73台を設置します。

次に、(2)駐輪場の位置及び収容台数ですが、駐輪場の位置は、図面上青の点線で囲った場所となります。合計50台を設置します。

「資料1 計画概要」の2ページ目をご覧ください。

(3)荷さばき施設の位置及び面積について、荷さばき施設の位置は、図面上黒の太線で囲った箇所で、面積は18平方メートルになります。

(4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量につきましては、廃棄物等の保管施設の位置は、図面上黒色で塗りつぶした箇所で、容量は1,785立方メートルになります。

続いて、7、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項についてです。

まず、(1)開店時刻及び閉店時刻については、9時から24時です。

(2)来客が駐車場を利用できる時間帯については、8時30分から翌24時30分となる計画です。

(3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置ですが、「図面集」3ページにございます入口a、出口b、出入口cとなります。

(4)荷さばきを行うことができる時間帯は、6時から22時となっております。

続いて、8、手続き経過でございます。

(1)届出日は令和4年11月14日、(2)公告縦覧と(3)設置者による説明会は記載のとおりでございます。

続いて、9、住民等の意見でございます。今回、住民意見の提出はございませんでした。

「資料1 計画概要」の3ページ目をご覧ください。

ローマ数字Ⅱ、総合判断についてご説明します。

まず、1、駐車需要の充足等交通に係る事項についてですが、計画店舗は指針に基づき算出した必要駐車場台数73台に対し、73台が確保されている届出台数としています。

2、駐輪場については、指針に基づき算出した必要駐輪台数50台に対し、50台が確保されている届出台数としています。

次に、3、経路設定及び案内でございます。経路設定及び案内については、原則左折での入出庫となっておりますが、住宅地への流入を回避するため、一部出入口cでの右折出庫としています。各出入口では誘導を看板等で周知し、右折入出庫による渋滞発生防止及び安全な車両誘導に努めることや、ポスター等で通学路への注意喚起を行うなどの適切な対応を行う計画としております。

交通整理員については、現状予定されてはおりませんが、状況に応じて対策を検討するなど、適切な配慮がなされているものと認められます。

さらに、交通処理計画については、現在のレンタル利用の自動車来台数よりも店舗面積増加後の自動車来台数が下回る見込みであり、現況の交通量調査を「資料3その他資料」1ページにございます調査地点1、2で行ったところ、交差点需要率の基準値0.9及び混雑度の基準値1.0を下回っていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、4、荷さばき施設については、搬出入計画に基づき必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、5、騒音については、昼間・夜間の等価騒音レベルについては、全ての予測地点において環境基準値を下回る結果となっております。

夜間騒音レベルの最大値については、住居敷地側の駐車場の自動車走行音が環境基準値を超過しますが、22時以降の利用の一部規制、看板等による夜間の低速走行を周知するとしていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

「資料1 計画概要」の4ページ目をご覧ください。

6、廃棄物に係る事項等については、指針に基づく排出予測量8.22立方メートルに対し、1.785立方メートルの保管容量となっておりますが、本件は既存店舗のため、現店舗の廃棄物排出量の実績により必要保管量を算定したところ、排出予測量は0.54立方メートルとなります。開店に当たり、週2回の回収を週6回に増加すること、排出量が大きく増加することが想定される場合には保管容量の見直しをすることとされていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

なお、7、街並みづくり等への配慮、8、その他については、記載のとおりでございます。

以上のことから、当該店舗の新設に関して、適切に配慮されているものと判断いたしました。

最後に、Ⅲ、市の意見案についてご説明いたします。

1、法第8条第4項に基づく市の意見に関する通知の案については、本件は意見なしとしたいと存じます。

なお、2、法第8条第4項に基づく意見以外の付帯意見として、次の3点について配慮を求めたいと考えております。

まず、(1) 出入口における来客車両の入出庫及び荷さばき車両等の入出庫時における安全確保等につきましては、届出書に記載したとおり、交通整理員等による迅

速かつ適切な誘導を行い、駐車場構内及び駐車場出入口における車両・自転車及び歩行者の安全確保に努めてください。

また、開店後、周辺交通に支障が生じた場合は、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

次に、(2) オープン後も店舗とその周辺の状況把握に努め、周辺地域の生活環境に与える影響について届出時の調査・予測結果と相当程度の違いが生じた際には、「大規模小売店舗立地法」及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

なお、今日の社会経済情勢を踏まえ、廃棄物の再資源化など環境に配慮し、衛生管理、車両のアイドリングストップ等に努めてください。

また、廃棄物の管理及び排出について、食品リサイクル法はもとより、調剤薬局を解説する場合、特別管理廃棄物（医療器具等）も考慮し、関係法令を順守するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、適正な処理をしてください。

(3) 周辺住民等とのコミュニケーションの形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関する意見、要望等が出された場合には、速やかに誠意をもって対応してください。

また、地元警察署等関係機関との連絡を密にし、事件・事故の未然防止に努めてください。

付帯意見については以上でございます。

以上で、本件の説明とさせていただきます。

**【家永会長】** ありがとうございます。

それでは、委員さんのご発言をお願いしますが、その前にお預かりしている意見があるということですので、その発表をお願いいたします。

**【事務局（伊藤）】** 私のほうから、事前の意見照会での質問やご意見に対し、設置者から提出されました回答も併せて読ませていただきます。

家永会長と大橋委員から質問をいただいております。

家永会長からのご意見です。「裏側隣接民家への配慮を怠らずをお願いいたします」という意見を頂戴しております。

こちらに関しましては、設置者から「隣接民家に配慮しながら営業してまいります」との回答をいただいております。

続けて、大橋委員からのご意見です。「13ページ交通量調査、14ページ、15ページ、21ページ、説明会実施報告書『陳述意見に対する応答』について、①夜間の変動騒音について規制基準値を超過しているが、周辺から苦情がない。②10km/hのパワーレベル75.8dBの場合、周辺環境への影響は軽微なものとの分析ですが、22時以降周辺環境保全のため一部を規制し『静穏な環境に配慮します』となっておりますが、具体的にどのように配慮するのでしょうか」という質問がございました。

こちらに関しまして、設置者から「騒音予測資料20ページの図の表示のように、住居側には駐車しないように案内することで、住居位置での騒音の軽減を図っております。現状は看板での案内により、午後10時以降、住居敷地側に駐車する車両はほとんどない状況ですが、新設後は、状況によりカラーコーンを置くなど住居側への進入、駐車を回避するよう対応します」と回答いただきました。

一応、22時以降の規制に関しては、スクリーンをご覧いただいて、「ここを22

時以降駐車禁止とする」と、現状はその看板でのご案内ということですが、増床後のオープンに関してはカラーコーン等の設置を検討しているというような回答をいただいております。

いただいておりますご意見と回答は以上になります。

【家永会長】 ありがとうございます。

それでは、武内委員さんからお伺いします。

【武内委員】 今、お聞きしたとおりですので、特に私のほうは意見等はありません。

【家永会長】 では、次に大橋委員さん、お願いします。

【大橋委員】 私のほうも説明いただきましたので、以上です。

【家永会長】 それでは、Z o o mでご参加いただいております二村委員さん、いかがでしょうか。

【二村委員】 私も今のご説明でよく分かりまして、このままお進めいただいておりますのではないかと思います。以上です。

【家永会長】 ありがとうございます。

矢野委員さん、いかがでしょうか。

【矢野副会長】 夜間の騒音が最大値を超えるということで、規制を入れていただいているわけです。効果はもちろん見えているのですが、もしあふれるようなことがあると、これはカラーコーンを寄せて使ってしまうのでしょうか。その辺がちょっと心配です。強制はできないのだらうと思いますが、計画ではこちらの住宅側の2か所は使いませんということですが、その辺がどうなのかと思います。今でも超えているところはあるわけですから、駐車場が規制したところでいっぱいになってしまった場合に、あとどうされるのかということところがちょっと心配です。

【家永会長】 夜間、車があふれた場合の騒音が心配だということですのでよろしいでしょうか。

【矢野副会長】 そうですね。あと、これぐらいの駐車台数で、夜間の場合、規制して駐車場が減ってきているわけですから、出入口を少し絞ってもいいのかなと思います。これは地図上ではよく分からないのですが、予測位置のr 1と書いてある、左上のほうで、一方通行の入り口になっている辺りで規制値を超えている場所がありますので、これぐらいの駐車台数ですと出入口の規制をしてもいいのではないかと思います。その2点をご確認いただければと思います。

【家永会長】 出入口cの規制をかけてもいいのではないかと思います。

【矢野副会長】 そうです。

【家永会長】 では、事務局、どうしますか。

【事務局（伊藤）】 設置者のほうにその旨お伝えさせていただきまして、現況、ここに関しては規制基準値を超えている状況で、対応としては、22時以降一部規制をかけるという計画での対応を聞いております。それが超えてしまった場合の対応というところで、一案として、そうなった場合には出入口cを閉じる等の対応策も検討されてはいかがかということで、設置者のほうに確認させていただければと思います。

【矢野副会長】 結構です。分かりました。お願いします。

【家永会長】 私も現地に行ってきましたが、この辺は大型店が通り沿いに並んでいる状況で、習志野のほうの商圈につながっている感じです。昼間行きましたが、ほとんど車が見られない。大した数見られなかった状況です。ですから、夜中にこ

こが満杯になるということとはちょっと想像しにくい状況ではあります。

それと、推測ですが、近隣の方も特別気にしていらっしゃらないみたいな雰囲気はありましたので、店舗のほうに「夜間は気をつけてください」ということを伝えてください。

ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、この件について異議なしということで、進めさせていただきます。

では、議題2の説明をお願いいたします。

【事務局（伊藤）】 続いて、議題2「(仮称) ケーズデンキ美浜店」について、ご説明します。

では、初めに店舗の周辺の環境についてご説明いたします。「資料2 図面集」の1ページ、広域見取図をご覧ください。

まず、店舗の所在地ですが、広域見取図の真ん中に記載された黒く塗られた箇所が計画地となっております。京成電鉄みどり台駅から南西に約1キロメートルに位置しております。なお、狭域の周辺状況につきましては、「図面集」の2ページ、周辺見取図をご確認ください。

続いて、店舗の立地環境・現場の状況について、写真を用いてご説明します。会場参加の皆様は、前方のスクリーンをご覧ください。

①は、出入口①側の隣地境界線付近を撮影したものです。②は、搬入トラック車両出入口付近を撮影したものです。③は、出入口①付近を撮影したものです。④及び⑤は、出入口②付近を撮影したものです。

なお、いずれも撮影日は5月31日となっております。

周辺環境の説明は以上でございます。

次に、店舗の概要についてご説明します。「資料1 計画概要」の1ページ目と「資料2 図面集」3ページの建物配置図、「資料3 その他資料」1ページをお開きください。

まず、「資料1 計画概要」のローマ数字でIと記載されている届出概要についてご説明します。

1の大規模小売店舗の名称は、「(仮称) ケーズデンキ美浜店」で、所在地は千葉市美浜区新港153番地です。

2の設置者は株式会社ケーズホールディングス、3の小売業者は株式会社ケーズホールディングスとなっております。

4の新設する年月日は、令和5年8月1日です。

5の店舗面積は、3,902平方メートルとなっております。

続いて、6、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項についてです。

まず、(1)駐車場の位置及び収容台数ですが、「図面集」3ページの青色で塗りつぶした箇所で、計195台を設置します。

次に、(2)駐輪場の位置及び収容台数ですが、駐輪場の位置はオレンジ色で塗りつぶした箇所で、計50台を設置します。

「資料1 計画概要」の2ページ目をご覧ください。

(3)荷さばき施設の位置及び面積について、荷さばき施設の位置は、図面右にある薄墨色の長方形の部分で、面積は30平方メートルになります。

(4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量につきましては、廃棄物等の保管施設の位置は図面右で茶色に塗りつぶした箇所で、容量は33.93立方メートルにな

ります。

続いて、7、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項についてです。

まず、(1) 開店時刻及び閉店時刻については、9時から21時です。

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯については、8時30分から21時30分となる計画です。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置ですが、「図面集」3ページにございます出入口①、②となります。

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯は、6時から22時となっております。

続いて、8、手続き経過でございます。

(1) 届出日は令和4年11月30日、(2) 公告縦覧と(3) 設置者による説明会は記載のとおりでございます。

続いて、9、住民等の意見でございます。今回、住民意見の提出はございませんでした。

「資料1 計画概要」の3ページ目をご覧ください。

ローマ数字Ⅱ、総合判断についてご説明します。

まず、1、駐車需要の充足等交通に係る事項についてですが、計画店舗は指針に基づき算出した必要駐車台数195台に対し、195台が確保されている届出台数としています。

次に、2、駐輪場については、指針に基づき算出した必要駐輪台数は111台ですが、家電量販店業態の必要台数は大規模小売店舗の指針の算出式で求める台数を大きく下回っているのが現状でございます。このことから、既存類似店舗の平均的な休祭日における利用実態を調査し、利用実態が最も多い店舗の在庫台数に対し、年間補正值を用いて必要台数を算出しましたところ、必要台数は16台となりました。本件は50台を確保しておりますことから、必要駐輪台数を充足していると考えられます。

次に、3、経路設定及び案内でございます。経路設定及び案内についてですが、路面標示を行い、来客者に退場経路を周知することで、駐車場内の誘導を適切に行う検討をしていることに加え、各出入口において右折入出庫禁止看板を設置することや、オープン時及び繁忙時は交通整理員を配置し、円滑な車両の入出庫、歩行者の安全確保に努めることから、適切な配慮がなされているものと認められます。さらに、交通処理計画については、「資料3 その他資料」1ページにございます調査地点A、B、Cで行ったところ、交差点需要率の基準値0.9及び混雑度の基準値1.0を下回っていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、4、荷さばき施設については、搬出入計画に基づき必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、5、騒音については、昼間・夜間の等価騒音レベル及び夜間騒音レベルの最大値は、全ての予測地点において環境基準値を下回る結果となっております。

また、荷さばき作業時にアイドリング禁止など、作業員の騒音防止意識の徹底に取り組む計画としており、適切な配慮がなされているものと認められます。

「資料1 計画概要」の4ページ目をご覧ください。

6、廃棄物に係る事項等については、指針に基づく排出予測量18.18立方メートルに対し、33.93立方メートルの保管容量が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

なお、7、街並みづくり等への配慮、8、その他については記載のとおりござ



います。

以上のことから、当該店舗の新設に関して適切に配慮されているものと判断しました。

最後に、Ⅲ、市の意見案についてご説明します。

1、法第8条第4項に基づく市の意見に関する通知の案については、本件は意見なしとしたいと存じます。

なお、2、法第8条第4項に基づく意見以外の付帯意見として、次の3点について対応を求めたいと考えております。

まず、(1) 出入口における来客車両の入出庫及び荷さばき車両等の入出庫時における安全確保等については、届出書に記載したとおり交通整理員等による迅速かつ適切な誘導を行い、駐車場構内及び駐車場出入口における車両・自転車及び歩行者の安全確保に努めてください。

また、開店後、周辺交通に支障が生じた場合は、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

次に、(2) オープン後も店舗とその周辺の状況把握に努め、周辺地域の生活環境に与える影響について届出時の調査・予測結果と相当程度の違いが生じた際には、「大規模小売店舗立地法」及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

なお、今日の社会経済情勢を踏まえ、廃棄物の再資源化など、環境に配慮し、衛生管理、車両のアイドリングストップ等に努めてください。

また、廃棄物の管理及び排出について、食品リサイクル法はもとより、調剤薬局を開設する場合、特別管理廃棄物（医療器具等）も考慮し、関係法令を順守するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、適正な処理をしてください。

(3) 周辺住民等とのコミュニケーションの形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関する意見、要望等が出された場合には、速やかに誠意をもって対応してください。

また、地元警察署等関係機関との連絡を密にし、事件・事故の未然防止に努めてください。

付帯意見については以上でございます。

以上で、本件の説明とさせていただきます。

【家永会長】 ありがとうございます。

では、この件について、会場の大橋委員さん、いかがでしょうか。ご意見ありませんでしょうか。

【大橋委員】 事前の意見説明を。意見を申し上げたところです。

【家永会長】 そうですね。すみません。

事前にいただいている意見をお願いいたします。

【事務（伊藤）】 事前の意見照会での質問やご意見に対して、設置者から出されました回答も併せてご説明させていただきます。

家永会長、大橋委員、小島委員からご意見をいただいております。

まず、家永会長からのご意見です。「配置図が南北逆なこと、また1階平面図の大きさが分かりにくい件。もう少し誰にでも分かりやすく標記してくれるとありがたいです」という意見をいただいております。こちらに関しましては、設置者から、「店舗正面が分かりやすいように逆転し、図面左上に方角を記載しておりました。

今後の参考といたします」との回答をいただいております。

続けて、大橋委員からのご意見です。「図面3建物配置図及び1階平面図について、出入口①の左折による入庫車両とバス停が近いので、入庫しづらい状況が発生するのではと思われます。バス停の西方面へ移動は難しいのでしょうか」という質問をいただいております。こちらに関しまして、設置者から、「近くバス停は1時間に1本と非常に少なく、近くに住居や商業施設がないことから停車頻度が少ないバス停のため、移動までの必要はないと警察と協議の上判断しました」との回答をいただいております。

続けて、小島委員からのご意見です。「駐車場出入口について、安全対策を施すこと。また、右折入庫車が発生した場合の安全対策を施すこと」というご意見をいただいております。こちらに関しまして、設置者から、「オープン時、繁忙期等は状況に応じて適宜交通整理員を配置します。各出入口に右折入庫禁止看板を設置します」との回答をいただいております。

いただいておりますご意見と回答は以上になります。

【家永会長】 ありがとうございます。

それにつきまして、大橋委員、つけ加えて何かありますか。

【大橋委員】 つけ加えてというか、出入口①ですが、左折車だけではなくて出入口になっているので、出てくる車もありまして、荷さばきのほうに入る車もあります。ここのところは当然サポートする人員を配置する形になってはいますが、特に通勤・通学時間帯で、荷さばきがあって、左折車が入るようなときに、この図面を見ましても、左車線に寄って入る形ではなくて真ん中のところから入るようになってはいますが、バス停まで距離がないので、2～3台かぶってしまったときに大変ではないかと思いました。お話を伺うと1時間に1本ということなので、対応できるのかなという意見です。分かりました。

【家永会長】 よろしいでしょうか。

次に、武内委員さん、お願いします。

【武内委員】 今、説明いただいてよく分かりました。特にございません。

【家永会長】 次に、矢野委員さん、何かありましたらお願いします。

【矢野副会長】 特にございません。騒音的には全く心配はないと思います。

【家永会長】 よろしいでしょうか。

次に、二村委員さん、お願いします。

【二村委員】 これは本題ではないかもしれませんが、6番の廃棄物に係る事項等というところで、指針に基づく排出予測量というのはどういうふうに導出されたものなのかを教えてくださいましてうれしいのですが。

【家永会長】 事務局、お願いします。

【事務局（伊藤）】 一般的には、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」というものが国のほうから出ておまして、そこに、基本的には店舗面積に応じて予測量を算出する形になってはいますが、具体的には……

【二村委員】 要は、業種云々というようなことを考慮せず、店舗面積に対して排出予測量がおおよそ決められていると理解してよろしいのでしょうか。

【事務局（伊藤）】 おっしゃるとおりですね。

【二村委員】 そういうものなのですね。ありがとうございます。恐らく、こちらのケーズデンキさんは指針よりも多めにということは、それぐらいの廃棄物が出る可能性があるとお自身が予測されての多めの保管容量だと思いますので、適切

かと存じます。ありがとうございました。

【家永会長】 出てくる廃棄物が、業種によってやはり違うと思います。ですから、スーパーですとか、生ものの廃棄物が出てくる場合には、廃棄物の置き場が違ってきます。いくつか分類して置くことになります。ケーズデンキさんの場合には、恐らくは段ボールが主体になるのではないかと思います。事務局、そういうことで把握していますか。

【事務局（伊藤）】 業種ごとといったらあれですが、大規模小売店舗立地法における廃棄物保管容量は、基本的には指針をつくる時に、おしなべての大体の予測量という形での計算式になっているとは思いますが、そこまで細分化された各業態ごとの予測保管容量を設置しなさいという指針に現状はなっていないところです。ただ、大規模小売店舗立地法の届出をするに当たって、関係課のほうに廃棄物対策課も入っておりまして、そちらと協議の上、届出されているというところで、基本的にはそこである程度の整理はされているものと、こちらとしては判断しています。

【二村委員】 市のほうともコミュニケーションを取った上でのこの数値ということで、容量に関しては問題ないのだろうというふうに推察いたします。それにしても、国の指針というものが比較的大ざっぱだということが分かって、これはこれで勉強になりました。ありがとうございました。

【家永会長】 よろしいでしょうか。

【矢野副会長】 すみません。ちょっと事務局にお願いがあるのですが、いいでしょうか。

この審議会というか、この法律の中で、リサイクルの物品については施設として確保しなければいけない面積はありますか。要するに、ケーズデンキさんですから、テレビや冷蔵庫、クーラーの回収物があると、それはリサイクル法に引っかかるはずで、その置き場をきっちり決めておかなければいけないのではなかったかと思うのですが。

【家永会長】 リサイクル法との関係について。

【矢野副会長】 廃棄物とは別の話ですね。

【事務局（伊藤）】 そうですね。基本的にはリサイクル法に関してまで大規模小売店舗立地法で見ているかと言われると、特にそこまでは見てはいない形になります。

ただ、届出の指針の各項目に関する事項というところで、「廃棄物減量化及びリサイクルについての計画というものがありますか」というような記載をする事項がございまして、そこに関しては大規模小売店舗立地法に配慮してくださいというような事項、法律によって縛られる事項ではないのですが、そういうことも配慮してほしいという観点から、業者に記載させている事項がございまして、一応、そのところでは、廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要というところに関しては、「廃棄物の保管施設においては、定期的な清掃により悪臭の発生防止に努めます」という記載だけになってしまっていて、リサイクルについて、大規模小売店舗立地法上で何か記載がある状況ではないのですが。

【大橋委員】 参考までに意見を言ってもいいですか。

ケーズデンキさんではないのですが、ほかのところでは新しい電気製品を買わずと大体家に運んでくれます。そこで、古い電気製品を持って帰ります。持って帰るときに、必ずリサイクル法がかかっていますので、私たち消費者はいくらか払っ

て、直接電気屋さんに戻すのではなくて、それはリサイクルのほうの場所に運ぶ仕組みになっているので、大規模店舗の立地のほうでリサイクルの需要量は出てこないのではないかと思います。意見です。

【家永会長】 ありがとうございます。リサイクルの品物をここの店舗に置くことはないであろうと。そのままリサイクルの業者のほうに行くであろうということですね。ということで、矢野委員さん、よろしいでしょうか。

【矢野副会長】 了解しました。何かどこかほかの例であったような気がしたものですから、そちらの例を確認せずに質問してしまいました。

【家永会長】 よろしくお願ひします。

武内委員さん、お願ひします。

【武内委員】 説明はよく分かりましたので、特にありません。

【家永会長】 ということで、皆さん、ご意見は出尽くしたということでよろしいでしょうか。

それでは、この案件について異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【家永会長】 ということで、2件の審議が一応無事終了したということで、よろしいでしょうか。

では、事務局に審議をお返しします。

【事務局（伊藤）】 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきます。委員の皆様、ご意見ありがとうございました。

終了 午後2時55分